

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護
重要事項説明書

1. 事業の目的

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。要支援状態の利用者では生活機能の維持又は向上を図ります。また利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な看護を提供します。

2. 厚生連土浦訪問看護ステーションの概要

開設者	茨城県厚生農業協同組合連合会
事業所名	厚生連土浦訪問看護ステーション
所在地	〒300-0028 茨城県土浦市おおつ野4丁目1番1号
電話番号	029-846-3741
FAX 番号	029-846-3742
E-mail	home-ns@tkgh.jp
事業所指定番号	0860390038
管理者	西連寺信枝
サービス提供地域	土浦市・かすみがうら市 石岡市（八郷地区を除く） 片道 20km 以内

3. 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者（兼務）	1 名		1 名
看護師	10 名		10 名
事務員	1 名		1 名

4. 営業日および営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8：30～17：00
休日	土曜日・日曜日・祝日 年末年始（12月29日～1月3日） 緊急時は電話相談（転送）が可能です。

5. サービスの利用方法

【利用開始時】

- (1) 介護保険の申請をし、要介護・要支援と認定されたら、お電話等でお申し込み下さい。
- (2) かかりつけ医師を通じて利用することも可能です。
サービスの利用については、利用者の意思を尊重し、かかりつけ医師および居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携しながら提供します。また看取り期においては、本人・家族との十分な話し合いを行い、関係機関と連携の上、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」の内容に沿ったケアを提供します。
- (3) 訪問看護を利用するには医師の指示書が必要です。指示書は訪問看護ステーションに提供されます（訪問看護指示書料が発生します）。

【利用終了】

- (1) 利用者の都合でサービスを終了する場合
 - ・ 電話・文書等でお申し出下さればいつでも解約できます。
- (2) 以下の場合自動的にサービスが終了されます。
 - ・ 利用者が介護保険施設に入院・入所された場合
 - ・ 利用者の介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
 - ・ 利用者がお亡くなりになった場合

6. サービスの内容

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 床ずれの予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

*看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 掃除や洗濯、買い物など訪問介護業務、薬の配達など
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

7. 利用者負担金：訪問看護利用料金内訳表参照

	介護保険	医療保険
利用者負担金	保険負担に準ずる	保険負担に準ずる
交通費	サービス提供地域：無料 サービスエリア外： エリア超過より 1 km毎に 30 円往復分	事業所より 1 km毎に 30 円往復分
お支払方法	利用月の翌月 10 日以降に請求書をお渡しするので、釣銭のないようご準備頂き、原則として請求月の末日までに現金でお支払いください。 *希望により、母体病院への銀行振り込みも可能です。振り込み手数料は利用者様のご負担となります。また、振込完了したらご一報ください。	

8. キャンセル料

連絡の時期	キャンセル料
サービス利用日の前々日まで	無料
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の 50%
サービス利用日の当日、連絡なし	利用者負担金の 100%
*ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。	

9. 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 母体病院の感染症委員会に毎月参加するとともに、その結果を従業者に

周知徹底。

- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を母体病院と整備。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を母体病院と定期的な実施。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11. 事故発生時の対応方法

利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者（地域包括支援センターより介護予防支援の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む。以下同じ。）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	一般社団法人 全国訪問看護事業協会
保険名	訪問看護事業者総合補償制度
補償の概要	訪問看護事業者賠償責任保険 管理者職員傷害保険 感染症見舞金補償

12. 相談窓口・苦情対応

窓口	連絡先
厚生連土浦訪問看護ステーション 相談責任者：西連寺信枝 対応時間：8：30～17：00	T E L 029-846-3741 F A X 029-846-3742
母体病院 総合病院土浦協同病院 患者サポートセンター 医療安全管理室	T E L 029-830-3711（代表）
担当ケアマネジャー	

土浦市高齢福祉課	T E L 029-826-1111（代表）
かすみがうら市介護長寿課	T E L 0299-59-2111（代表）
石岡市介護保険室	T E L 0299-23-1111（代表）
茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談室	T E L 029-301-1565（苦情関係）

＊提供するサービスの第三者評価の実施状況：なし

13. 秘密保持・個人情報保護

＜訪問看護を安心してお受けいただくために＞参照

- (1) 事業者およびその従業員は、訪問看護を提供する上で知り得た利用者またはその家族の秘密を守ることを義務とします。
- (2) 事業者は、サービス担当者会議等において利用者またはその家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得ます。
- (3) 事業者およびその従業員は退職後も在職中に知り得た利用者またはその家族の秘密を守ることを義務とします。

14. サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する 担当者	管理者：西連寺信枝 母体病院虐待対策チーム委員会
-----------------	-----------------------------

- (2) 母体病院虐待対策チーム委員会からの情報について、従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

16. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

＊土浦市・石岡市の近隣の訪問看護ステーションで連携協力体制をとっております。災害や感染拡大など有事の際は、代行訪問を依頼する場合があります。

17. 第三者評価の実施状況 無し

18. サービス利用に際してのお願い

- (1) お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- (2) 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
- (3) 見守りカメラの設置、職員の写真や動画撮影・録音・SNS 等へ掲載する場合は、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。
- (4) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力などのパワーハラスメントやセクシャルハラスメント行為や嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。
- (5) 訪問中の喫煙はご遠慮ください。

19. 訪問看護医療 DX 情報活用について

- (1) 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護を実施します。
- (2) マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組みます。

20. その他

サービス提供にあたっては、できる限り計画的に予定された時間にお伺いしますが、緊急訪問等、諸事情により多少の時間のずれが生じることもございます。また日時の変更をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

また看護学生やヘルパー等の実習を受け入れています。同行訪問させていただきます。

＜訪問看護を安心してお受けいただくために＞

個人情報保護方針は、ご利用様が安心して訪問看護をご利用いただくための当ステーションにおける個人情報に関する宣言です。本方針をお読みになり、内容に同意された上で訪問看護をお受け頂きますようお願い致します。

厚生連土浦訪問看護ステーションにおける個人情報の利用目的

厚生連土浦訪問看護ステーションでは、個人情報を業務上必要な範囲において利用します。下記の目的以外には利用しません。

- 1) ご利用者様に提供する訪問看護、介護予防訪問看護
- 2) 医療保険・介護保険請求のための事務
- 3) 当ステーションの行なう管理運営業務
(会計、経理、事故報告、サービスの質向上等)
- 4) 他の医療機関、介護機関との連携
- 5) サービス担当者会議等
- 6) 家族等への状況説明
- 7) 行政機関等、法令に基づく照会、確認
- 8) 賠償責任保険等に係わる専門機関、保険会社への届出、相談
- 9) その他公益に資する運営業務（基礎資料の作成、職員研修等）
- 10) 感染や災害で自事業所での運営が困難になり、他事業所へ代行訪問を依頼する場合

当事業者は利用者に対する訪問看護の提供開始に当たり、利用者様にサービス内容及び重要事項を説明しました。

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-----------------

事業者	所在地	茨城県土浦市おおつ野4丁目1番1号
	法人名	茨城県厚生農業協同組合連合会
	事業所名	厚生連土浦訪問看護ステーション
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

訪問看護計画書、情報提供書を行政、ケアマネジャーおよびサービス事業所に個人情報を開示することに同意します。

実習生の同行訪問を受け入れます。（可 ・ 不可、女子学生なら可）

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	(続柄)